

○ 少年サポートセンターの運用について

(平成 27 年 3 月 20 日付け例規香少年第 45 号)

香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 7 号）及び香川県警察の組織に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 6 号）の規定に基づく少年サポートセンターの運用については、組織改編に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から下記のとおり実施することとしたので適正かつ積極的な運用に努められたい。

なお、「少年サポートセンターの運用について」（平成 23 年 4 月 1 日付け例規香少年第 71 号）は、廃止する。

記

1 活動拠点

少年サポートセンターの活動拠点は、少年課及び丸亀署多度津交番とする。

なお、丸亀署多度津交番を活動拠点とするものを中讃少年サポートセンターと称する。

2 活動区域

少年サポートセンターの活動区域は、少年課を活動拠点とするものにあつては東かがわ署、さぬき署、高松東署、小豆署、高松北署、高松南署及び高松西署の管轄区域とし、丸亀署多度津交番を活動拠点とするものにあつては坂出署、丸亀署、琴平署、三豊署及び観音寺署の管轄区域とする。ただし、少年課長が、活動区域が異なる区域において職員が活動する必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 事案等の引継ぎ

- (1) 少年サポートセンターの職員は、次のいずれかに該当するときは、少年課長に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じた上、当該事案の処理を担当する署長に関係書類とともに当該事案を引き継ぎ、又は必要な事項を連絡するものとする。

ア 犯罪少年を発見し、又は犯罪少年に関する情報を得たとき。

イ 福祉犯に係る被害者を発見し、若しくは保護し、又は福祉犯に関する情報を得たとき。

ウ 触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年を発見したとき。

エ 被害少年、家出した行方不明少年若しくは要保護少年を発見し、又は保護したとき。

オ 有害環境を現認し、又は有害環境に関する情報を得たとき。

カ その他署で処理することが適当と認められる事案を取り扱ったとき。

- (2) 少年サポートセンターの職員は、(1)に掲げる引継ぎ事案のうち、少年に対する継続的な補導又は支援が必要と認められるときは、引継ぎを受けた署の生活安全課長又は

生活安全・刑事課長と協議するものとする。

4 派遣要請

署長は、少年サポートセンターの職員の応援を求める必要があるときは、少年課長に対し、別に定めるところによりその派遣を要請するものとする。